

特定健康診査等実施計画 第3期

(対象期間 平成30年4月1日～平成36年3月31日)

東京不動産健康保険組合

平成30年4月

1. 制度の背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急激な少子高齢化や国民の意識変化などにより、大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成 20 年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、並びにその結果に係る目標に関する基本的事項について、定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条により、第 3 期 6 年間の特定健康診査等実施計画を定めることとする。

2. 東京不動産業健康保険組合の現状

不動産業を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

(1) 基本情報

平成 29 年 12 月末日現在

加入事業所数	1,423 社
事業所規模	従業員 300 人以下 約 95.0%
所在地構成比率	都内 84.82% 都外 15.18%
被保険者数 ()内 は 40 歳以上再掲	120,794 人(55,313 人)
	男 80,947 人(40,697 人)
	女 39,847 人(14,616 人)
男女構成比率	男 67.01% 女 32.99%
平均年齢	39.71 歳
	男 41.05 歳
	女 36.98 歳

(人)

	被保険者	被扶養者	計
全年齢	120,794	84,730	205,524
40~74 歳	55,313	20,336	75,649
構成比率 %	45.79	24.00	36.81

(2) 特定健康診査受診環境

医療機関

契約件数	全国に約 1,000 か所
契約形態	東振協契約医療機関 約 7 割
	健保組合直接契約医療機関 約 3 割
健診種類 右記健診の受診をもって 特定健診を受診したものと みなす	人間ドック 日帰り/一泊
	生活習慣病健診
	婦人生活習慣病予防健診
受診者数(30 歳以上) 平成 30 年 1 月末日現在	被保険者 59,138 人
	被扶養者 6,320 人
その他	契約医療機関がない地域の加入者は、所定の 手続きを行い受診する

3. 第 2 期計画期間における実施状況や評価を踏まえた第 3 期計画策定

平成 25 年度から 28 年度の特定健康診査受診者数は、38,523 名から 49,179 名となった。実施率では 67.3%から 73.7%と推移し、毎年確実に増加している。

特定保健指導実施者数は、802 名から 493 名となった。実施率では 9.7%から 4.8%と低減傾向にある。

また、メタボリックシンドローム及びその予備軍該当者数は、10,627 名から 13,191 名となった。評価対象者に占める割合は 27.3%から 26.6%となりほぼ横ばいとなっている。

上記の状況を踏まえ、健診受診率向上対策は広報誌を通じた受診勧奨を行い、特定健康診査制度の周知を行う。また、被扶養者に対する未受診者対策は事業所経由によりダイレクトメール等による周知を引き続き行っていく。特定保健指導実施率向上対策としては、実施率の低い事業所へ訪問等を行い、健康経営への取り組みと併せて協力を依頼する。メタボリックシンドローム該当者及び予備軍を減少させるため、広報誌を通じ情報提供を行う。

4. 特定健康診査等の基本的な事項

(1) 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導等を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

(2) 特定健康診査の実施に係る留意事項

被保険者の健診受診率は90%を超えており、この受診率の維持、向上に努めるが、特定健診の受診率向上のためには、被扶養者の受診率向上が必至である。被扶養者への案内は従来通り、事業所経由によるダイレクトメールや広報誌で未受診者への受診勧奨を行っていく。

(3) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に対して行う支援プログラムで、対象者が自らの生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことで、健康的な生活を維持できるよう支援することである。

(4) 特定保健指導の実施に係る留意事項

対象者に生活習慣の改善に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定ができるよう支援する。また、生活習慣の改善の必要や行動変容の準備状況によってその支援内容、方法及び頻度が異なることに留意する必要がある。

5. 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の目標受診率を85.0%とする(国の基本指針)。

この目標を達成するために、平成30年度以降の目標受診率を下記表に定める。

〈特定健康診査目標実施率〉		(人・%)					
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
①被保険者	対象者	52,707	55,529	58,273	60,962	63,549	66,062
	受診者	47,963	50,976	53,903	56,756	59,863	62,759
	受診率	91.0	91.8	92.5	93.1	94.2	95.0
②被扶養者	対象者	19,020	19,884	20,711	21,356	21,941	22,453
	受診者	7,339	8,525	9,758	11,074	11,778	12,567
	受診率	38.6	42.9	47.1	51.9	53.7	56.0
合計①+②	対象者	71,727	75,413	78,984	82,318	85,490	88,515
	受診者	55,302	59,501	63,661	67,830	71,641	75,326
	受診率	77.1	78.9	80.6	82.4	83.8	85.1

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の目標実施率を 30.0%とする(国の基本指針)。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の目標実施率を下記表に定める。

＜特定保健指導目標実施率＞									(人・%)
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
			2018	2019	2020	2021	2022	2023	
被 保 険 者	①動機づけ支援	対象者	4,173	4,435	4,690	4,938	5,208	5,460	
		受診者	431	791	1,103	1,349	1,697	2,122	
		実施率	10.3	17.8	23.5	27.3	32.6	38.9	
	②積極的支援	対象者	6,763	7,188	7,654	8,059	8,560	8,975	
		受診者	595	928	1,294	1,789	2,160	2,209	
		実施率	8.8	12.9	16.9	22.2	25.2	24.6	
	小計①+②	対象者	10,936	11,623	12,344	12,997	13,768	14,435	
受診者		1,026	1,719	2,397	3,138	3,857	4,331		
被 扶 養 者	③動機づけ支援	対象者	308	358	410	476	506	540	
		受診者	54	72	100	127	150	179	
		実施率	17.5	20.1	24.4	26.7	29.6	33.1	
	④積極的支援	対象者	139	162	185	221	236	251	
		受診者	13	18	39	63	70	73	
		実施率	9.4	11.1	21.1	28.5	29.7	29.1	
	小計③+④	対象者	447	520	595	697	742	791	
受診者		67	90	139	190	220	252		
合計①+②+③+④	対象者	11,383	12,143	12,939	13,694	14,510	15,226		
	受診者	1,093	1,809	2,536	3,328	4,077	4,583		
年度別目標実施率			9.6	14.9	19.6	24.3	28.1	30.1	

(3) 特定健康診査等の実施方法

1) 実施場所

- ・特定健康診査は、契約医療機関にて原則行うこととする。
- ・特定保健指導は、保健指導委託機関に委託して行う。

2) 実施項目

40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病健診及び人間ドックと40歳以上の被扶養者を対象とした婦人生活習慣病健診の検査項目に特定健康診査の法定項目を網羅した内容で継続して実施する。

3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

4) 委託の有無

① 特定健康診査

被保険者及び被扶養者ともに契約医療機関等で実施する。

② 特定保健指導

保健指導委託機関または、東振協保健支援センター等に委託して実施する。

5) 受診方法

① 特定健康診査

被保険者及び被扶養者は、契約医療機関へ電話予約を行い、生活習慣病健診または人間ドックを年度に1回受診する。

② 特定保健指導

①の健診結果、特定保健指導対象となった者は、健診日当日または後日に初回面接を実施し、3か月から6か月間、生活習慣改善に取り組む。

6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙・ホームページに掲載する。特定保健指導対象者には医療機関から連絡もしくは当健保組合から通知書を事業所経由で送付する。

7) 健診データの受領方法

健診データは、契約医療機関等から電子データを月単位で受領し、当健保組合で保管する。

特定保健指導データは、保健指導委託機関よりXMLデータで受領する。

8) 特定保健指導対象者の選出の方法

階層化の結果、特定保健指導対象となったすべての者を対象とする。

6. 個人情報の保護

当健保組合は、「個人情報保護管理規定」を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は、当健保組合の保健事業業務を分掌する職員に限る。

7. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は、ホームページで閲覧できることとし、必要に応じて事務講習会で周知する。

8. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、作成時の目標と大きくかい離した場合、その必要があると判断したときは見直すこととする。

9. その他

特定健康診査等業務を分掌する当健保組合の職員は、事業推進のため必要な研修を受講させる。